

都 市 戦 略 整 備 委 員 会 記 録 (No. 16)

1 日 時 令和7年11月13日(木)
午後 1時30分 開会
午後 3時13分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(9人)

委 員 長	森 結実子	副 委 員 長	中 島 隆 治
委 員	佐 藤 栄 作	委 員	田 仲 常 郎
委 員	片 山 尹	委 員	成 重 正 丈
委 員	山 崎 英 樹	委 員	山 内 涼 成
委 員	井 上 純 子		

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

都市整備局長	持 山 泰 生	道 路 部 長	北 島 徳 隆
管 理 課 長	大 江 晃	道 路 維 持 課 長	下 田 憲 治
道路計画課長	楠 根 経 年	河 川 公 園 部 長	竹 島 久 美
みどり公園課長	稲 木 禎 徳	折 尾 総 合 整 備 事 務 所 長	船 越 英 明
事業調整課長	一 瀬 修 志	整 備 課 長	渡 辺 晴 子

外 関係職員

6 事務局職員

委 員 係 長	伊 藤 大 志	書 記	山 下 絵 美 理
---------	---------	-----	-----------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第43号 上藤松6号線の狭あい道路と北九州市の土地行政の諸問題について	継続審査とすることを決定した。
2	陳情第46号 東鳴水二丁目交差点の横断時間延長調整を求めている陳情について	継続審査とすることを決定した。
3	陳情第47号 まち美化や衛生上の観点からガードレール清掃を求める陳情について	継続審査とすることを決定した。
4	陳情第50号 特定の私道脇の側溝は市が管理していただくことを求める陳情について	継続審査とすることを決定した。
5	陳情第59号 小倉南区若園地区の側溝に蓋を設置して塞ぐことを求める陳情について	継続審査とすることを決定した。
6	折尾地区総合整備事業における土地区画整理事業の事業計画変更（案）について	都市整備局から別添資料のとおり報告を受けた。
7	第1回皿倉山滑り台あり方検討会議の開催について	

8 会議の経過

（陳情第43号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。）

（陳情第46号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。）

（陳情第47号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。）

（陳情第50号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。）

（陳情第59号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。）

○委員長（森結実子君）開会します。

本日は、陳情の審査を行った後、都市整備局から2件報告を受けます。

初めに、陳情第43号、上藤松6号線の狭あい道路と北九州市の土地行政の諸問題についてを議題とします。

本件について当局の説明を求めます。道路計画課長。

○道路計画課長 陳情第43号について御説明いたします。

初めに、概要でございます。上藤松6号線は、県立門司大翔館高等学校の南側、門司区上藤松二丁目10番及び11番付近に位置いたします延長248.3メートル、幅員2.7メートルから6.3メートルの市道でございます。

これまでの経緯といたしましては、上藤松6号線は昭和30年代の民間開発によりまして私道として整備され、その後、平成7年までに全区間が市道認定され、北九州市が管理を引き継い

だものがございます。平成19年にこの市道の拡幅要望がございまして、平成22年から測量設計を行い、平成25年及び平成26年の計2回、地域への説明会を開催いたしております。平成25年の説明会で道路拡幅計画の案について御説明したところ、上藤松6号線の拡幅のみではなく、周辺道路の対策も含めて優先順位を検討すべきとの御意見がありました。このため、再度、町内会の意見を集約し、道路の部分拡幅や舗装補修など5つの項目に絞った計画の見直しを行っております。その後、平成26年の説明会におきまして、見直した計画について合意が得られたものがございます。

2ページ目を御覧ください。地域との5つの合意項目についてです。合意項目のうち、①の上藤松6号線の部分拡幅、②のり面補修、③新町井ノ浦線の部分的な舗装補修は既に完了しております。残っております④及び⑤の新町井ノ浦線の幅員確保、側溝、ますの改善につきましては、整備に必要となる用地買収について地権者と協議中です。

3ページを御覧ください。合意項目以外にも、そのほかの道路管理上、必要と考えられる改善といたしまして、上藤松6号線の電柱移設や道路の部分的な改良、民有地に流入する雨水を受け取るための横断側溝の整備、新町井ノ浦線におけます電柱の移設も行っております。

今後の対応につきましては、合意項目のうち未完了の新町井ノ浦線の幅員確保などに向け、引き続き地権者への働きかけを行います。また、合意項目以外につきましては、改めて自治会の総意として要望がありましたら、再度調整を行うなど対応を検討してまいります。

以上で説明を終わります。

○委員長（森結実子君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） 幾つか不明確なところについての確認をさせてください。

平成7年、市道認定をされたということですね。その後、崖下の所有者が道路幅を狭めたという内容になっておりますけれども、これは登記については確認をされているのでしょうか。狭められた道幅での登記というのが確認されているのかどうか教えてください。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 崖下に住まわれている方の不法占用物件というのがありますので、登記とは別に、例えばですけども、下の崖から裏に入る階段を市道上に部分的に架けているとかといった事例でありますので、登記の面積とは関係ないと思っております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 要するに、市道認定は4メートル以上ということで市道認定をされている。その後に崖下の工事がされたことによって幅が3.4メートルになったという陳情ですよ。それが正確に登記されているかということを知りたい。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○**道路計画課長** 登記につきましては、全線が4メートル以上ということではなくて、場所によっては4メートル未満のところもあるといったものでございます。なので、4メートルあるというところもありますけども、ないというところもございます。以上でございます。

○**委員長（森結実子君）** 山内委員。

○**委員（山内涼成君）** そこは陳情の大事なところであって、4メートルにするために一部市に土地を譲渡したという経緯があるんですよね。それを4メートルにしたという後で、崖下の工事があって3.4メートルに狭くなったということ。そこがきちんと登記されているのかどうかというのが問題点だと思うんですけれども。

○**委員長（森結実子君）** 道路計画課長。

○**道路計画課長** 市道認定の要件として4メートル以上というのはございますけども、4メートル未満の場合であっても一定条件であれば認定できるということでございます。おっしゃっているような4メートルある部分もありますし、4メートルない部分もあるということなんですけど、拡幅を前提として認定を受けているわけではなくて、市道として管理するといった意味で認定を受けていますので、場所によって4メートルないところであっても市道認定しているという状況でございます。以上でございます。

○**委員長（森結実子君）** 山内委員。

○**委員（山内涼成君）** じゃ、そこを広げなくても市道認定はされていたという理解でよろしいんでしょうか。

○**委員長（森結実子君）** 道路計画課長。

○**道路計画課長** その一部が4メートルなくても、条件に合致していれば市道認定はできるものでございます。以上でございます。

○**委員長（森結実子君）** 山内委員。

○**委員（山内涼成君）** じゃ、これ4メートルにわざわざしたんだけど、それが4メートルとして登記はされているんですか。

○**委員長（森結実子君）** 道路計画課長。

○**道路計画課長** 部分的には4メートルある部分もありますし、部分的には4メートルない部分もあると理解しております。以上でございます。

○**委員長（森結実子君）** 山内委員。

○**委員（山内涼成君）** ごめんなさいね。そのうちの一定の区間をわざわざ4メートルにするために土地を譲渡したと。そして、4メートルになった道路幅という箇所があるんですね。そこは4メートルとして登記はされているんですかということ。

○**委員長（森結実子君）** 道路計画課長。

○**道路計画課長** 延長が長い区間もありますので、今さっきからお伝えしていますけど、4メートルある部分もあるでしょうし、4メートルない部分もあると理解しております。以上でござ

ざいます。

○委員長（森結実子君）山内委員。

○委員（山内涼成君）ちょっと伝わりにくいんですけども、例えばここからここまでの区間は4メートルですよ、ここからここまでの区間は3.4メートルですよという詳細な登記がされているかどうか。

○委員長（森結実子君）道路計画課長。

○道路計画課長 手元に登記の図面はありませんけども、道路を管理する上での道路台帳上の幅員とかはしっかり道路台帳の上に記載させていただいております。それでいいですよと4メートルある部分もあれば4メートル未満の部分もあるということでございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君）山内委員。

○委員（山内涼成君）そのある部分の中で、のり面の工事をしたことによってその幅が変わったということについては、登記はどうなっているんですか。

○委員長（森結実子君）道路計画課長。

○道路計画課長 のり面の工事をしたというのが私ども理解できないんですけども……。

○委員（山内涼成君）崖下。

○道路計画課長 崖下を工事したという事例は、私どもが把握している事例として、資料の赤い矢印がある場所、一部道路ののりが崩れたというところがありますけども、その境界につきましては別に侵しているわけではなくて、崩れたところを道路のほうで補修したという事例でございます。道路の境界と申しますか、市が管理している土地の境界を今言ったように削ったとか民地を侵したという事例はございません。以上でございます。

○委員長（森結実子君）山内委員。

○委員（山内涼成君）まさに境界で登記がされているということに間違いはないですね。これだけ確認しておきます。

それから、平成21年に字図混乱解消事業というのが行われたということですがけれども、これのときには指摘は特段なかったという考えですか。

○委員長（森結実子君）道路計画課長。

○道路計画課長 法務局によりまして字図混乱地域の整理が行われておりまして、土地を登記する法務局の作業によりまして、現状に合わせた形でしっかりと登記がなされていると理解しております。以上でございます。

○委員長（森結実子君）山内委員。

○委員（山内涼成君）ということは、現行の登記は現在の状況が反映されているものということではよろしいのでしょうか。

○委員長（森結実子君）道路計画課長。

○**道路計画課長** そのように理解しております。

○**委員長（森結実子君）** 山内委員。

○**委員（山内涼成君）** そこは確認をさせていただきます。

それから、平成21年の測量後の道路問題の回答ということで文書が出ていますけれども、これは土地の境界の公図を作成するということが書かれております。この公図を基に地域の皆さんの要望を踏まえて安全・安心な生活環境の整備に努めるとあるんですけれども、この公図を基にした改善内容というのはどういったものでしょうか、具体的に。

○**委員長（森結実子君）** 道路計画課長。

○**道路計画課長** 登記している、法務局に備えている図面とか現地の測量とかをした中で、そういう公にされた図面に基づいて計画をつくるといったようなことでございます。以上でございます。

○**委員長（森結実子君）** 山内委員。

○**委員（山内涼成君）** ここで言う公図というものと登記という関係性というのはどういう違いがあるのでしょうか。

○**委員長（森結実子君）** 道路計画課長。

○**道路計画課長** 公図も登記している図面も同じと理解しておりますけども。

○**委員長（森結実子君）** 山内委員。

○**委員（山内涼成君）** ここでわざわざ土地の境界の公図を作成するということが書かれているんですよ。その公図を基にして地域の皆さんの御要望を踏まえて環境を整えるという文章になっているんですけれども、公図というのは登記に基づいたものという理解でよろしいんですか。

○**委員長（森結実子君）** 道路計画課長。

○**道路計画課長** 当然、民と官の土地の境界がしっかりしていないとできませんので、そういったものでございます。以上でございます。

○**委員長（森結実子君）** 山内委員。

○**委員（山内涼成君）** もう一つ。上藤松6号線、これは藤松市民センターへの避難路としての5か年計画が定められたということになっておりますけれども、この計画に協力して住宅の石垣、これを市に提供して道路拡幅のために住居を東側に建て直したという方がいらっしゃるんですけれども、この計画は履行されていませんよということになっておりますけれども、市の見解はどうでしょう。

○**委員長（森結実子君）** 道路計画課長。

○**道路計画課長** その該当部分につきましては提供していただいたということではありませんで、いろいろとその道路で計画をつくる際に、その石垣が道路を広げるといった計画になったときには道路として必要になる土地だといったような部分だったと思います。ただ、この

計画につきましては、先ほど御説明したとおり、平成25年に一度計画案を御説明したときに地元の方から意見がいろいろとございましたので、計画を見直して新たな計画に見直した、今言った5つの合意項目について整備するというふうな計画に変わりましたので、この計画は今のところございません。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 相当な協力をしてきていると思うんですね。それは、計画に基づいて協力しましょうという形で応えていただいたという住民の方ですよ。そこに、その計画が履行されていないというのは約束が違うんじゃないかと、憤慨するんじゃないかと思うんですけども、そこら辺の見解がありますか。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 当該地の方につきましては、計画段階からお話しさせていただいておりますし、計画の見直しの際につきましても私どもから説明をさせていただきます、御理解はいただいていると理解しております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） それは住宅を移転した後ですよ。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 同一の敷地内で建て替えをした後のことでございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 建て替える前に説明はしていないんですかね。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 時期的な問題ですけども、道路の整備の計画案をつくる時とその方の建て替えの時期が重なっていたといったことはありますけども、前段階では計画をこう立てると支障になりますといった説明があったようなことございますけども、建て替わった後に計画の見直しがあったと理解しております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 私、そこは少し無責任だと思いますよ。計画に基づいて協力したわけだから。その協力に対して応えなかったということについては、その後で説明したとなると、これはちょっと無責任な話だと思います。

それからもう一つ、排水路の問題についてなんですけれども、御存じのように、あの地域一帯というのは全てが水道になっているというような土地柄でありますよね。あそこに対して、あれだけの住宅、そして裏山から出てくる水を処理するに当たっては、今の水路だけでは困難になっていると思うんですね。もう一つ大事なものは、砂防ダムですよ。砂防ダムも小規模なものですし、あれが直接民家に流れ込むようなことがあっては大変ですから、あその砂防ダム、それから水路の調査も一定していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 道路でいいますと、道路の排水対策につきましては、地域からの要望などを基に、既設の側溝の改修ですとか新たな横断側溝を設けるといったような対応をさせていただいています。また、今言いました治山とか治水ダムと申しますか、そういったものにつきましては、門司区役所から福岡県に対していろいろな働きかけをしているというふうなことは聞いたことがございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） まずそのものも小さいし、全てが山から下りてくる水道なんですよ。あちこちから水害の話の話を聞いている状況もあると聞いております。そこは少し重点的に見ておく必要がある土地柄だと思いますので、ここは1点指摘をして終わります。以上です。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、陳情第46号、東鳴水二丁目交差点の横断時間延長調整を求めていただく陳情についてを議題とします。

本件について当局の説明を求めます。道路計画課長。

○道路計画課長 陳情第46号について御説明いたします。

初めに、概要でございます。東鳴水二丁目交差点は、八幡西区に位置する市道紅梅幸神1号線にある交差点でございます。この路線は国道200号と八幡東区方面を結ぶ重要な経路でございます。特に朝と夕方には自動車交通量の多い路線でございます。この交差点には、図面にありますとおり、口の字型で横断歩道が設置されておまして、その長さは南北方向、縦方向で11メートル、東西方向、横方向で7メートルとなっております。

2ページを御覧ください。信号機運用の考え方についてでございます。歩行者用信号の青色秒数につきましては、信号機を所管いたします福岡県警のホームページに基本的な考えが示されております。それによりますと、歩行者の安全を確保するため、交通渋滞の状況なども考慮しながら検討されること、歩行者用信号の青色秒数は横断歩道の長さに応じて異なり、一般的には人が秒速1メートルで道路を渡り切れるように調整されていること、歩行速度が遅い高齢者の方々や子供が多く利用する場所についてはより多くの秒数が確保されるよう、交通の実態に応じて考慮されることとされておまして、これらの考え方に基づいた運用が行われております。

東鳴水二丁目交差点の信号機の運用状況につきましては、南北方向の横断歩道は11メートルの長さがございますので、一般的な歩行速度であります秒速1メートルで渡り切るためには11

秒が必要となります。現地で歩行者用信号の青色秒数を計測したところ、平日の8時頃は青時間が25秒、点滅時間が5秒で合計30秒、そして午後2時、14時頃は青時間が15秒、点滅時間が5秒で合計20秒となっておりました。また、八幡西警察署に当該交差点の信号機の運用方法について確認したところ、この道路は自動車交通量が多いため、円滑な流れを確保する必要があります。そのため、交通量に応じて隣接する交差点の信号機と連動させ、青時間を変動させる運用を行っているとのことでした。

以上で説明を終わります。

○委員長（森結実子君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。

質問、意見はありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） 青の信号ですよね、時間帯でいうと8時頃が25秒、14時頃が15秒ということになっていますけれども、これのラッシュ時間、もっと前の時間というのはどうなっていますか。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 ラッシュ時間が大体7時半から8時半とかといったところなので、ちょうど8時頃というのが該当するのかなと思いますけど、先ほど御説明したとおり、8時台で青時間が25秒、点滅時間が5秒の合計30秒でした。先ほど説明したとおり、交通量に応じて隣接する交差点と連動しておりますので、その時間帯によっても交通量を見ながら信号機の青時間が変わるといった運用をしているようでございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 根本的な考えで、車優先という考え方がやはりあるんですよね。そこで、歩行の時間をどう確保するかということが警察の中にもあると思われまして。ですから、今、ラッシュ時間が7時半から8時半という答えがありましたけれども、8時半というのはもう着いとかないかん時間ですよね。もっと早い時間というのはどうなっているのかなというのはちょっと気になりました。そこを少し調べていただいて、できれば陳情者からあったように車椅子等での実証をしていただけるようお願いをしておきます。以上です。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。片山委員。

○委員（片山伊君） 年長者の部類に入りますので、市と警察の関係、どうも警察のほうが優位にあって、市がこうしてほしい、市民の皆さんが少し延ばしてほしいと言っても警察はなかなか首を縦に振らんということが間々あるので、その辺はやっぱり、市民の皆さんが少し延ばしてほしいというときは市はもう少し警察に強く要望するようにしないと、この時間だけ、分かりました、ただし渡れませんかという人がおればもう少し延ばしてくれませんか。確かに、車時代だから、車が混雑するということが分からなくてもないけど、警察と市の行政との関係が、どうも交通のことに限っては警察が優位に立っているような気がするので、その辺は是正するようにお願いをしてくださいね。そうせんと、渡れんのに、こんな時間ですと言ったって、陳

情者の言う通りにはならんわけやから。その辺の警察と行政の関係はどっちが優位と思う。答えられませんか。ここだけの問題じゃないからね。

○委員長（森結実子君） 道路計画課長。

○道路計画課長 私ども道路の部門といたしましては、信号機の秒数とかだけではなくて交通安全の件で各警察署、県警本部ともコミュニケーションをしっかりとっておりますので、委員御指摘のようなちょっとした工夫でできるということに対しては、私どももしっかり警察にお伝えしていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 片山委員。

○委員（片山伊君） 本当にここだけじゃありませんから、はっきり警察に、こういうお願いがあったときはこういうふうに対応してくださいと強く言えるように、そういう立場を取ってください。それだけ言っときます。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、陳情第47号、まち美化や衛生上の観点からガードレール清掃を求める陳情についてを議題とします。

本件について当局の説明を求めます。道路維持課長。

○道路維持課長 陳情第47号、まち美化や衛生上の観点からガードレール清掃を求める陳情について御説明させていただきます。お手元の説明資料も併せて御覧ください。

初めに、ガードレールの基本的な役割でございます。ガードレールは、道路の安全な利用を確保するために設けられる交通安全施設で、車両の逸脱による当事者の人的被害、車両の物的損害を防止するとともに、逸脱した車両による第三者の人的被害、道路施設や沿道施設の物的損害などの発生を防止する役割を担っております。これらは、ガードレールの設置基準によって規定されております。

次に、ガードレールの汚れについてでございます。一般的に、ガードレールに付着した汚れは、排気ガスによるすすや粉じん、跳ね上げられた土砂、コケなどが主な原因となります。これら一般的な汚れにつきましては、特に清掃の必要はないものと考えております。

以上より、北九州市では、特に必要な場合を除き、ガードレールの清掃は実施しておりません。特に必要な場合とは、説明資料3の写真のようなケースでございますけれども、例えばカラスプレーによる落書きで著しく汚損され、ドライバーの注意を引くことで交通安全上、支障があり、清掃が必要な場合を申します。このような考えに基づき、対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。

質問、意見はありませんか。佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） ガードレールの清掃なんですけれども、今、設置基準等とか御説明あったんですが、こういうふうに落書きがあった場合は清掃するという対応をされていますけれども、そうじゃなくて、ガードレール自体がさびてしまっているようなものがよくあるんですよね。そういったものに対する塗り替えだったりとか、維持管理の方法というか、何か基準があるんでしょうか。

○委員長（森結実子君） 道路維持課長。

○道路維持課長 ただいま御質問がありましたガードレールのさびとかがあった場合の対応ということでございますけれども、ガードレールは横にビームと呼ばれる横板があります。こちらが委員がおっしゃられるように激しく腐食しているといったケースが間々ございます。特にこういった場合に交換するといったような明確な基準というのはないんですけれども、我々の目から見ましてガードレールの機能を損なっていると判断した場合には新しいものに取り替えるといった対応をしております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 分かりました。新しいものに取り替えるというのも分かるんですけれども、例えば、さびているところに上から塗料を塗ったりするということが結果的に耐用年数をさらに上げていくような、そういう効果があったりとかはしないんですかね。

○委員長（森結実子君） 道路維持課長。

○道路維持課長 さびの程度にもよるかと思います。委員がおっしゃるようなさびを落として上塗りをしてといったことで対応ができるようなものにつきましては、そのような対応のほう望ましいと思いますので、そういう対応を図ってまいりたいと思います。以上です。

○委員長（森結実子君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） ぜひ、こうしたさびに対する対応のきちんとしたルールというか、基準をつくっていただきたいなと思うんですね。僕も地域の方から御要望があって、お宅の隣にあるガードレールがさびてしまっていて、これ何とかきれいに塗り替えてもらえんのかなというような御相談をいただいたんですけれども、それをまちづくり整備課に持っていくと、そこまでする必要はないというような回答でした。適切に塗装の塗り替えなどを行うことによって、ガードレールそのものの耐用を高めることにもなるんだろうと思いますし、悪くなったからそれ取り替えますとか、そういう事後対応みたいなことじゃなくて、もっと計画的に維持管理をしていくというような視点でひとつ基準やルールをつくってもらいたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（森結実子君） 道路維持課長。

○道路維持課長 基本的には最初の御説明で申し上げましたとおりでございます。清掃とか

というのは行っておりませんといったところと、あと、ガードレールの機能を十分満たしているということでありましたら特段の対応はしていないといったところが現実でございます。特に必要な場合、先ほどのカラスプレーの件でございますけれども、そのような交通安全上の問題があるとか景観上に非常に問題があるとか、そういった場合には対応を考えてまいりますけれども、それ以外の場面では、ケース・バイ・ケースではありますけれども、基本的には対応はしていないといったことでございます。以上です。

○委員長（森結実子君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） ということは、さびているものについては悪くなったら新しいものに交換するという考え方でこれからもやっていくということなんですかね。

○委員長（森結実子君） 道路維持課長。

○道路維持課長 基本的にはそのようなスタンスで対応したいと思っております。

○委員長（森結実子君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 悪くなったから取り替えるというだけの発想じゃなくて、もう少し工夫をして、使えるものはしっかり使っていくというような対応もぜひやっていただきたいということを要望しておきます。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、陳情第50号、特定の私道脇の側溝は市が管理していただくことを求める陳情についてを議題とします。

本件について当局の説明を求めます。管理課長。

○管理課長 それでは、陳情第50号、特定の私道脇の側溝は市が管理していただくことを求める陳情について御説明申し上げます。

お手元の資料でございますけれども、初めに、1、陳情第50号における私道の概要でございます。場所は、黒崎駅の南東約2キロに位置する北九州市八幡西区鳴水町5番付近でございます。下の図の右上から中央下へ斜めに延びる緑色の線で表した市道元城町京良城町1号線に接する赤の点線で囲んだエリアでございます。

次のページでございます。2、私道における側溝の管理の考え方でございます。私道は、原則として所有者が適切に管理するものでございまして、私道に設置された側溝につきましても所有者が管理を行うべきものとしております。したがって、市が側溝の管理を行うためには、市の管理道路とすべく、私道の道路敷地の無償譲渡を受けるなどして、市道として認定することが必要でございます。

次に、私道の市道認定について御説明申し上げます。

市では、私道のうち公共性があり、地元町内や所有者からの要望があったものについて、一定の条件を満たすものを市道として認定してまいりました。具体的には、一般的な基準といたしまして、1、私道の両端が公道に接続し、公共性、すなわち一般の交通の用に供し、不特定多数の人や車が通行していること。それから2番目、私道の道路敷が無償取得で速やかに所有権の移転登記ができ、抵当権などの権利の設定がないこと。3番目に、私道の道路の構造が幅員4メートル以上、勾配12%以下で側溝等が整備済みであることなど、公共性、土地の権利関係、幅員、構造などの要件を設けてございます。このため、私道の市道認定の御要望がございましたら、まずは区役所のまちづくり整備課に、認定基準を満たすのか、また、どうすれば認定要件を満たすのかなど、個別の御相談をいただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長（森結実子君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。

質問、意見はありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） この辺の道路は、こういう私道を通って下に下りていくという道路が何本かあると思います。こういう一定の条件が整わない限り市道としては認められないわけでありまして、ただ、ここを通る場合に、側溝を踏んでいかんと行かれないようなところってのは結構あるんですよ。例えば、カーブをされていて曲がり角だとか、傷む場所というのは限られてくるんですよ。そうなったときに、その壊れる側溝の横の家の人の持ち物であるということが多々あるわけですけれども、その人に集中をしていくということにもなるんですよ。だから、幅員が狭ければ狭いほどそういうリスクがあって、そこに側溝を置いているということもあるんです。そこについて、例えばそこを通ったらいけませんよなんてことを制限はできないわけですから、私道であるから通らないでくださいってことはできないでしょ。そうであるならば、一般の人たちが通るんであれば、その限られた土地に対しての側溝の整備というのが一定必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（森結実子君） 管理課長。

○管理課長 個人、法人等の民間所有の施設でございますので、そこは所有者の方におきまして管理すべきものだと考えてございますし、例えば舗装とか手すりの設置でございましたら私道においても対応はしてございますので、側溝も確かに傷むということはあるかもしれませんが、まずは私ども一般認定基準におきまして側溝が整備されているといったことを条件に設けておりますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） ルールを破ってまでということも私も言いたくありませんけれども、ただ、事情がある場合ですよ。臨機応変に聞いてもらえるようなことがあってしかるべきだと思うんですよ。いろんなケースがあると思います。これはちょっとかわいそうよねという

ころがあると思うんですよ、ケースによってはね。そういうところは臨機応変に手を貸してやるという姿勢も一つ必要じゃないかなと思いますので、そこは要望しておきます。以上です。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、陳情第59号、小倉南区若園地区の側溝に蓋を設置して塞ぐことを求める陳情についてを議題とします。

本件について当局の説明を求めます。道路維持課長。

○道路維持課長 陳情第59号、小倉南区若園地区の側溝に蓋を設置して塞ぐことを求める陳情について御説明させていただきます。配付している説明資料も併せて御覧ください。

初めに、道路側溝の蓋設置に関する基本的な考え方につきましては、側溝の蓋かけは、清掃の作業性や側溝の断面積の確保といった観点から、基本的に行わないこととしております。ただし、沿道にお住まいの方が駐車場の乗り入れや玄関へのアクセスに必要なものとして、市が求める性能を満たした製品を、申し出た方の費用負担で行う場合には、部分的な蓋かけを認めている箇所もございます。また、陳情にございますような連続的な蓋かけにつきましては、幅員の狭い道路や通学路などで、車の通行量が多く歩行者の安全を確保する必要がある箇所や交通安全上の必要な箇所などにつきまして、地元の御要望に基づき、現地の状況を確認し、検討することとしております。

さらに、北九州市では、通学路の安全確保を目的に、きめ細かく通学児童の安全対策を推進するため、市内全ての小学校区の通学路を対象に、学校、地元、警察、行政が協働して安全点検や安全対策を行っており、その中で通学路上の側溝の蓋かけも実施しております。説明資料2に、写真で若園校区の事例をお示ししております。これは、地元の町内会から御相談をいただき、若園小学校正門前のところにて蓋かけを実施した事例でございます。

先ほど御説明しましたとおり、原則、側溝の蓋かけは行わず、蓋かけをする場合は具体的な御要望をお受けした後、現地の状況などを確認した上で、地元の自治連合会などの御意見を伺いながら個別に判断をしているところでございます。そのため、側溝の総点検の実施や予算を組んでの蓋の設置は考えてございません。

次に、側溝の清掃につきましては、地元の自治連合会などとも連携しながら取り組んでいるところでございます。具体的には、主に環境整備事業の指定業者、いわゆる緊急業者が、幹線道路や過去に冠水した箇所を梅雨前に、そのほかの箇所は御要望に基づき清掃をしております。一方で、町内清掃など、町内活動の中で地元の方に御協力いただいている地区も一部ございます。しかしながら、清掃作業は重労働でもある上、ガードマンの配置など、作業時の交通安全

対策が必要な場合もあることから、町内で対応が困難なときは、まずは市に御相談をいただきたいと考えております。

御説明は以上でございます。

○委員長（森結実子君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。

質問、意見はありませんか。井上委員。

○委員（井上純子君） 説明ありがとうございます。何点か伺いたいと思います。

まず、30センチ、40センチ程度の側溝に蓋がない場所というのは市内でも多数見かけるものなのですが、私も子供時代とかは側溝の蓋がないところに足を突っ込んで遊んだりとか、生活になじみがある風景ではあると思うんですけども、その中で、我が子を含め自分の子供時代も、ふざけてけがをすることもあった記憶はあります。市としては、そもそも側溝は、排水機能を保つために基本的には蓋をしないという話があったんですが、ここで1つ気になるのが、けがは、場所や状況、また属人的な理由もあって発生することもあるから一概に言える部分ではないんですけども、排水機能として考えたときに、陳情の中にもありました清掃活動、蓋があるからこそ排水機能を保てるのか、ないほうが保てるのかという、排水機能本来の目的を保てるのかというところが重要になってくると思います。この陳情の中にも、蓋がないことによってより排水機能が落ちてしまう、清掃が困難であるということが実際に清掃活動されている方からの声でもあると思いますので、そもそも側溝の蓋がない場所の清掃の責任だったり排水機能を保つ責任は市にあるのか、住民にあるのか、これについて教えてください。

○委員長（森結実子君） 道路維持課長。

○道路維持課長 側溝の管理につきましては、基本的には道路の排水でございますので、地元との協力を得ながら、市としても主体的に実施をしていると考えております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） 今、説明いただいたように、住民は協力であって、市が主体的に排水機能を保つ。つまり、市に責任があるということで間違いないでしょうか。排水機能を保つ責任。

○委員長（森結実子君） 道路維持課長。

○道路維持課長 排水機能の責任としては市にあると考えております。以上です。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。となった場合に、今、実際に住民の方々が排水機能を保つために、側溝の蓋がないことで足を突っ込んで、恐らく清掃活動が大変だと思うんですけども、恐らく若園地区だけではなく、清掃活動をしていないエリアもあれば、努力されて排水機能を保とうと頑張られている地区も実際にあると思うんです。今、これだけ豪雨が頻繁に続いて、雨水対策というのは、市の豪雨対策としては重要な観点になってきていると思うからこそなんですけれども、実際に市としては今、住民の方に、じゃ、雨が降る夏場のシーズンとかに側溝の清掃を促しているのかとか、こういった配慮とか支援というのは、この辺につ

いて市はどのように考えているのか教えてください。

○委員長（森結実子君） 道路維持課長。

○道路維持課長 清掃の支援という視点でございますか。基本的には、先ほど申しましたとおり市の責任ということでございますので、そういった中で、町内活動の中で積極的に掃除をしていただいている箇所もあると。ただし、なかなか清掃が難しいところもございますので、御説明しましたとおり、町内では難しいところにつきましては市に御相談いただいて、緊急業者等を使いながら清掃をしっかりして、滞りなく排水するようになっていくというのが市のスタンスでございます。以上です。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。市の今までの対応によって、清掃活動も負担だからしないというのも住民の選択であるということだと思えますけれども、そういった中で、相談されれば対応するとか、恐らく全て個別最適にできていない、現実的にできないんだと思うんですね。だからこそ、努力されている方、苦勞されている方の声には丁寧に耳を傾けなければいけないと思っております、この説明の中に、基本は側溝の蓋は設置しないという考えと言われていたんですけれども、ただ、明確な基準がないということも言われていまして、住民の声を聞きながらということも可能性としては残している説明をされているんですね。じゃ、住民の声を聞く基準というのはいま一度教えてもらえないでしょうか。

○委員長（森結実子君） 道路維持課長。

○道路維持課長 住民の方の声を聞く基準というのはございません。もちろん、言っていたきましたら、声はまずは一旦市のほうで受け止めるということでございます。その上で現地の状況を確認して、蓋かけが可能であるのかどうか個別に判断をするという対応になります。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。これが結局、住民の声というのが、例えばたまたま個人が求めているのか、また、今回みたいに町内会も住民の声をある程度まとめて動かれている方もいる中で、多数人数がいる声であれば、例えばこれをより増やしていけば住民の声だと認めていくのか。正直、陳情というものも1人でも出せるから、どこまで個別最適するかというのは公共政策としては非常に難しいんですけど、今回みたいに町内会で声を聞いて練り上げてきて、ある程度合意がある中で、ほかの事案とかでも自治会の合意形成が調べば協議を進めていくというような、別件でも説明があったように、市としては、自治会だったらいいのか、自治連合だったらいいのかとか、町内会だったら声が小さいのかとか、ここには何か考えはありますでしょうか。

○委員長（森結実子君） 道路維持課長。

○道路維持課長 基本的には、今おっしゃったようなものについては差というのはございませ

ん。ただし、お一人の方だった場合とかであっても、その現地を確認して、必要に応じて町内会であったり連合会であったり、そういったところに確認をして、最終的に市としては判断をしていくということになります。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。今回の件では町内会も動かれて要望活動されていると思うんですけども、これが住民の合意と今判断しているのか、これについてはどうでしょうか。例えば、ほかの住民や自治連合にも確認したりとか、市としては、これは住民の声と評価しているのか。いかがでしょうか。

○委員長（森結実子君） 道路維持課長。

○道路維持課長 本件につきましては、もちろん住民の声と判断しております。今回、蓋かけをしないということにつきましては、陳情を受けまして現地も確認をしまして、地元の自治連合会にも確認をしまして、昨年度、建設建築委員会でも現地の視察をしていただきまして、その上で市として総合的に判断して、蓋かけには至っていないと。そういう判断をしたものでございます。以上です。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） 今の説明だと、これまでの要望活動は市民の声だ、住民の声だということは評価しながらも、自治連合にも確認して、そして委員会、議会側にも確認しながら、総合的にこれまで側溝の蓋をかけるという判断に至らなかったという説明だと今理解しました。ちなみに、今説明があった自治連合会はこの側溝の蓋に対して現状でいいという話であったのか、これについてはいかがでしょうか。

○委員長（森結実子君） 道路維持課長。

○道路維持課長 そのとおりでございます。特に必要はないという御意見をいただいております。以上です。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。自治連合会の、特に必要がない。これをなぜ聞いているかというのが、住民の声でも、そもそも自治会に今入っている人が6割弱ということで、入らない住民の声も見えないけれどもそれなりにたくさんある中で、この6割以下の中で住民の声のどこを聞いているかという話を今しているんですよ。そのエリアにお住まいの方、自治連合と言っても校区自治連合会も幅広い、校区全体なので幅広いわけですから、一番近い声というのが今回の要望活動をされている住民の方だと思うんですけど、そこで自治連合会が必要がないというのは、校区の自治連合会としての公平性か何か、そういった基準なのか。それに市は倣ってしまうのか。このあたりはいかがでしょうか。

○委員長（森結実子君） 道路維持課長。

○道路維持課長 最終的な判断というのは、現地の状況を確認したり、地元の方の御意見であ

ったり、そういったものを全て集めて最終的に市で判断するというところでございます。ですので、連合会の意見を重要視したりとか、そういったことはございません。あくまで総合的な判断ということでございます。以上です。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） 住民の声の対象が曖昧で、基準も曖昧だから、今みたいな分かりにくい議論になってしまっていると思います。ここは、市がなぜ側溝を設置したかに戻っていただいて、排水機能を保つ、排水機能を機能させる、このためにどう維持するかとなれば、やはり清掃活動が側溝の蓋があろうとなかろうと必要だと思うんですが、すいません、これ1点教えてください。排水機能が、蓋があることと蓋がないこと、どちらのほうが詰まらなないと、エビデンスを基に、あれば教えてください。

○委員長（森結実子君） 道路維持課長。

○道路維持課長 ケース・バイ・ケースだと思いますけれども、基本的には蓋があるほうが清掃はしにくいというのは間違いありません。以上です。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） 蓋があるほうが、ここが分かれているんですよね。ケース・バイ・ケースと最初言われたように、側溝の種類によってもケース・バイ・ケースと言われるように、ただ、今回は実際に今まで清掃活動されてきた方が、清掃活動が蓋がないことですごく身体的な負担があったということ。でも、清掃活動がなければ詰まってしまうわけですから、清掃活動されている住民の声に一番に寄り添うことが排水機能を今後持続的に保つためにも必要な市の方針であると思いますので、自治連合の意見を聞いて変えてしまうような今の市の消極的な対応は見直していただきたいということをお願いして、終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 地域の住民の皆さんの声を聞きながらとおっしゃられたんですけれども、その結果、自治連合では特段必要ないということだったから、こういう方針で方向性でいきますということなんですけれども、今、井上委員からもありましたけれども、自治連合の声も大切かもしれませんが、側溝の機能をしっかりと効果が発揮できるように維持管理を日頃からやったださっている地域住民の皆さんの声というのは、私は一番大切にしなければいけないものなんじゃないかなと思うんですよね。まちづくりというのは行政だけでは進められないものでありますよね。地域の方々、住民の方々と協働しながらまちづくりというものは進めていかなきゃならないわけだと思うんですよ。その意味で、今一生懸命協働してくれている主体の方々が声を上げているということについてはきちんともっと向き合っていくべきだと思いますし、排水機能を維持していくということもさることながら、ここの陳情の中にもあるように、人の命、安全、こういったところが危険性があるから蓋をかけてほしいという話もあるわけですから、その両面を見ながら考えていく必要があるんじゃないかなと思います。排水機能も維

持をしていくということ、それと安全性を担保していくということは道路、側溝の設置管理者である市に責任があると思うんですけれども、その辺について改めて見解を聞かせてください。

○委員長（森結実子君） 道路維持課長。

○道路維持課長 排水機能と安全といったお話でございますけれども、現在の側溝に蓋をかけた場合、単純に蓋をかければ排水機能が損なわれてしまうと。昨今ありましたような冠水等が多発するおそれというのがございます。では、断面積を増やそうとした場合には側溝そのものを蓋つきのものに入れ替えないといけないことになります。断面機能を確認するためには側溝そのものを入れ替える必要がある。その場合には、費用面であったりとか隣接の工事の影響であったりとか、様々な問題がございます。ですので、道路の幅員は4メートル程度を目安としておりますけれども、その目安以上の道路でありました場合には基本的には安全は確保できているという判断で、側溝の蓋はかけないことが望ましい。若園地区に限って言いますと、通学路以外のところで交通量があまりないような場所には蓋がかかっていないものとしみますと、蓋がかかっていないところというのは非常に延長があります。そこで全て側溝を入れ替えてやっていくとなりましたら、若園地区だけでも大変多額の費用がかかってまいります。ですので、そのあたりの費用対効果とかも考えながら、いただいた御意見を、きちんと現地を確認して本当に必要なかというのを、地域の方の御意見も先ほどからも申し上げていますが、きちんといながら、役所としても総合的に判断をしているということでございます。以上です。

○委員長（森結実子君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 分かりました。何百メートル全てに蓋をかけるということはなかなか難しいというのはよく分かるんですが、陳情にあるように、幾つか事故が発生しているとあるんですけれども、そうした特に危険性のあるようなところについての対応はどのようなことがなされたのか教えてください。

○委員長（森結実子君） 道路維持課長。

○道路維持課長 けがをされた箇所というのは、御本人の申出によりまして、市では1か所確認はしております。令和3年にお子さんが側溝に落ちてけがをされたという事例でございますけれども、こちらはお子さんが道路で遊ばれていて、親御さんが目を離した際に側溝に落ちてしまったということでございます。その幅員は4.3メートルございまして、通学路でもございません。歩行者もあまり多くないということで、言ってこられた方につきましては蓋かけはできないということで説明はしたところでございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） まちづくりは地域住民の皆さんと一緒に協力しながら協働して進めていかなきゃいけないというのが大前提としてあるわけですので、いろいろと理由を申されましたけれども、今適切に維持管理ができているのは地域住民の皆さんの協力があるからだと思えます。ただ、いろんな基準だったりあるかもしれないんですけれども、一生懸命協力してくださ

っている方々のモチベーションが失われてしまって、まちづくりに参画をしないというような選択をされた際に、行政が直接ここを見ていかなきゃいけないと。それは、労力もそうだし、予算的な負担も当然増えてくるわけですから、やはりそこはきちんと対話をする中で、何かしらの落としどころを見いだしていくような姿勢を持ってもらいたいと思います。

草刈りの予算、市長が大きく減額をするということになって、市議会が市政初となる組替え動議を可決して予算を復活させました。これは、草刈りというものが僕たちの安全・安心で快適な生活を維持するためには必要な予算なんだと。そして、今、行政でできないところについては地域住民の皆さん、ボランティアの皆さんが協力をして担ってくれている。でも、予算が削られることによって地域の皆さんの負担がどんどんどんどん増えてしまう。これじゃいかんだろうということ、もっと寄り添った予算をつくってくれということで、補正予算で復活ということになったわけですがけれども、今回はこれ側溝の話ですけれども、基本的な考え方は僕は同じだと思うんで、こうした協力をしてくださっている方々の負担、それから不安の声にはもっと真摯に向き合っていたきたいということをお願いして、終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） 大体意見は一緒なんですけれども、この辺の側溝、物すごくきれいに保たれているんですよ。普通では見ないぐらいに、本当に葉っぱ一枚落ちていないような状態のところ、非常に私は感心したんですけれども、そういうところからすると、例えば排水能力の実証実験のために全部蓋をしてみる。それと今の状況を比べてみるというようなことも、一つ実験材料になるような側溝だと私は思っているんですけれども、排水能力の実証実験としてやってみるということはありませんか。

○委員長（森結実子君） 道路維持課長。

○道路維持課長 その御意見につきましては検討させていただきたいと思います。以上です。

○委員長（森結実子君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 下の写真にもあるように、これ正門前の道路ですよ。この正門に入る場所というのは物すごく生徒さんが集中する場所で、道幅そのものが狭いということがあって、これ危険回避のためのグレーチングだと私は理解しているんです。だから、ここも含めて全部を蓋してしまうと、どの程度の排水能力が保たれていくのか、また、能力が低くなってしまふのかということも実証できるんじゃないかなと思うんです。ここは物すごく危険な場所ですから、ここを利用してやってみるということも必要じゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（森結実子君） 道路維持課長。

○道路維持課長 場所も含めまして、参考として検討させていただきたいと思います。以上です。

○委員（山内涼成君） 以上、終わります。

○委員長（森結実子君）ほかにありませんか。

ここで副委員長と交代をします。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（中島隆治君）森委員。

○委員（森結実子君）今、皆さんの意見を聞いていて、ほぼほぼ方向性として同じなのですが、この陳情に関してなんですが、署名が1,348人分ついているんですね。連合会は必要ないと言ったと。連合会の何人に聞いたか分からないですが、1,348人もの方が必要だとしているものを、これ一つ一つちゃんと聞いた上で連合会に確認して、若園地区に必要なないという答えを出したのかどうか教えてください。

○副委員長（中島隆治君）道路維持課長。

○道路維持課長 陳情者の方に一つ一つ聞いてという意味でよろしいでしょうか。特にそういった一人一人に聞いてというわけではございません。以上です。

○副委員長（中島隆治君）森委員。

○委員（森結実子君）連合会長とか副会長等、何人かの方に聞いて必要ないという答えを出すのは本当に早計だし、私はちょっと手を抜いているのではないかと思っております。すみません、言葉が悪いですけれども、1,348人の方、一人一人に聞くのは無理であったとしても、もしかしてこの中には緊急性のある方がいらっしゃるかもしれないじゃないですか。車椅子になる方とか、例えば人工関節を入れて松葉づえが必要になっている方とかいらっしゃるかもしれないんです。そういうことを把握していますか。

○副委員長（中島隆治君）道路維持課長。

○道路維持課長 そういった点につきましては、把握はしておりません。以上です。

○副委員長（中島隆治君）森委員。

○委員（森結実子君）私は、これ事業として大変なことだと把握はしておりますが、若園地区というのは昔からの住宅街なので、道路が大変狭いんですね。車で走っていても、自分でも離合するときは脱輪しそうになったり、子供が来たらよけなきゃいけないという、若園地区は戸別訪問したくない地区でもありまして、そういう意味では、交通量は少ないかもしれませんが、通りにくい道ばかり、ばかりと言っちゃいけないかもしれない、とても多い地区なんですね。そこで、今、排水能力とか、葉っぱが落ちにくいとか落ちやすいとかいろんな話が出ていましたが、私は排水能力をきちんと保つためには葉っぱが落ちないように仕組みが必要だと思っています。葉っぱが落ちないように仕組みにするには蓋が必要だと思っています。蓋があると、金属の蓋だと落ちやすいですが、コンクリートみたいな蓋だと落ちにくいじゃないですか。だから、そういうのをうまく組み合わせていくとか、やりようって幾らでもあると思うんですね。一遍に若園地区全部に蓋をしろというのは、私、絶対不可能だと思っていますから、そんなことは絶対要求はいたしませんけれども、来年に向けて少しずつ動き出す、そういうおつもりと

か対策を考えると、か、地元の方の声を聞くと、か、そういうふうなお考えはありませんか。

○副委員長（中島隆治君）道路維持課長。

○道路維持課長 現時点におきましては、市のスタンスにのっとり現地を確認させていただきますと、市としては、地元の方がいいと言ったからというわけではなく、市として蓋かけの必要はないと判断をしております。以上です。

○副委員長（中島隆治君）森委員。

○委員（森結実子君）市が必要ないと言っているところに1,348人もの市民の方が必要だと言っている、このかい離を埋める努力をしていただくことは可能ですか。

○副委員長（中島隆治君）道路維持課長。

○道路維持課長 対話は、そういった御意見があれば、もちろんお伺いすることは可能です。以上です。

○副委員長（中島隆治君）森委員。

○委員（森結実子君）ぜひ、皆さんの声を聞くようにしてください。高齢化も進んでいる地区でもありますので、足の不自由になっている方とか車椅子になりそうな方とかたくさんいらっしゃると思います。そういう方が安心して道路を使えるように、そして、排水能力もきちんと保てるように研究を重ねた上で、市民ときちんと向き合って話し合いを進めて、前に一歩でも進んでいただきたいと思います。以上です。

○副委員長（中島隆治君）ここで委員長と交代します。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（森結実子君）ほかに御意見ありませんか。

なければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

ここで本日の報告に係る職員を除き退室を願います。

（執行部入退室）

次に、都市整備局から、折尾地区総合整備事業における土地区画整理事業の事業計画変更案について、第1回皿倉山滑り台あり方検討会議の開催についての以上2件について一括して報告を受けます。事業調整課長。

○事業調整課長 折尾地区総合整備事業における土地区画整理事業の事業計画変更案について報告いたします。

タブレットの資料1ページ目を御覧ください。折尾地区総合整備事業は、折尾地区で抱えていた、鉄道による市街地の分断、踏切による交通渋滞、古くからの密集市街地の存在など、こ

これらの課題を総合的に解決するため、平成16年から、鉄道と道路の平面交差を解消する連続立体交差事業、駅周辺の道路整備を行う街路事業、駅南側の住環境の改善を行う土地区画整理事業、これら3つの事業を一体的に実施しております。今回、このうち土地区画整理事業の事業計画変更案につきまして報告を行うものです。

まず、それぞれの事業の進捗状況についてです。連続立体交差事業では、令和2年度に折尾駅の新駅舎が開業し、令和3年度に鉄道全線の高架化を終え、令和6年度に事業が完了しております。街路事業では、令和5年度に北側駅前広場が完成し、現在の進捗率は93%です。土地区画整理事業では、令和4年度に堀川町地区の整備が完了し、令和8年度には南側駅前広場が完成予定となっております、進捗率は80%です。

以上より、令和6年度末時点での事業全体の進捗率は事業費ベースで93%となっております。しかしながら、土地区画整理事業におきましては、物価高騰や移転交渉などの影響により事業期間が延伸し、事業費を増額する必要が生じたため、事業計画を変更することといたしました。

タブレットの資料2ページを御覧ください。事業計画の変更内容は大きく2つです。まず、事業期間につきましては、建物移転交渉における事前調整の難航や建物移転時期の遅れによる工事期間及び工程の見直しなどにより、事業期間を3年間延伸し、事業完了予定が令和13年度までとなります。次に、事業費につきましては、人件費及び資材価格の高騰などの影響や仮住居費用等に係る費用の増額、造成計画の見直しなどにより60億円の増額が必要となります。この事業費の増額に伴いまして、土地区画整理事業の資金計画についても変更となります。その内容につきましては、今後の国との協議により変更の可能性がございますが、総額は246億円から306億円に変更となっております。

最後に、今後のスケジュールについてです。まず、昨日12日に、土地を所有されております地権者などの関係者を対象に事業報告会を開催し、今回の内容を御説明いたしました。報告会の参加者は74名いらっしゃいましたが、事業期間延伸や事業費の増額についての御意見はございませんでした。ただ、個別には、自分の土地を活用したいので事業を早く進めてほしいとの切実な声も聞いております。本日、本委員会にて御報告をさせていただいた後、11月下旬から国との協議を開始する予定でございます。国協議を進め、来年2月から縦覧公告、事業計画の縦覧、意見書の受付など法定手続を行い、3月には国土交通大臣の認可、事業計画変更決定の公告を行う予定としております。

折尾地区土地区画整理事業は、今まさに民間開発が本格化する段階を迎えており、今年4月に発表した新たなまちづくりのコンセプト、オリオXciteにより、現時点で高層マンションなど7棟の開発計画が進められています。今後も、折尾地区全体の町の価値を高める様々な施策に取り組み、北九州市西部地区の定住人口の増加につながるよう着実に事業を進めてまいりたいと考えております。以上となります。

○委員長（森結実子君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 第1回皿倉山滑り台あり方検討会議の結果報告について説明させていただきます。

まず、1、開催概要です。10月29日水曜日10時から12時、ミクニワールドスタジアム1階、会議室2で開催いたしました。構成員は、ZEN大学の上山副学長、八幡病院の岡部副院長、平和通り法律事務所の小鉢弁護士、明治学園中学校・高等学校の高橋校長の4名です。検討会議の内容は、基礎資料の共有、今後の進め方です。事務局からの説明資料、公開部分の議事要旨、会議終了後の記者会見要旨については、市のホームページに掲載しております。

2、事務局からの説明です。資料1ページから2ページ中段までのうち、主なものについて御説明いたします。

事務局からは、1つ目、基礎事実の確認といたしまして、オープンから現在までの時系列について。2つ目、皿倉山滑り台の基本情報として、この滑り台の材質や設計基準に加え、国土交通省が示す遊具に関する指針について。3つ目、グリッサンド滑り台の市内及び全国での設置状況について。4つ目、一般社団法人日本公園施設業協会が示す安全規準を満たしていること、分かりやすい注意看板の設置について。5つ目、整備後の維持管理や点検体制について、説明を行いました。

資料2ページ、下段を御覧ください。3、構成員からの主な質問、意見についてです。構成員の方々から、市の職員のけがの後、6月2日の台湾人のけがの情報を受けるまでは市に通報がなかったため、この間にけが人が発生したということを知ることができなかったということが分かったと。それから、市は市職員のけが後にマットの追加設置や看板の追加設置を行っているが、その後もけがの通報があった事案が発生しており、結果的にけがが防げなかった。それから、滑りが悪いという情報と、滑った人がマットの先まで行って地面がえぐれているということは矛盾に感じるが、どう解釈しているのか。子供の遊具として設計されている一方で、実際は大人が滑って、けがをした人の多くが大人となっている。このことをどう理解すればよいのか。それから、響灘緑地は着地部が砂場になっているが、ゴムマットと性能的にどう違うのか調べていただきたいと。それから、注意喚起が子供向けに多く示されているが、この内容は大人が使う場合も当然適用されるという前提なのかなどといった質問や御意見をいただきました。なお、会議の後半は非公開といたしまして、けがの情報をお寄せいただいた方々のうち、現時点でヒアリングの協力が得られている方々に関する詳細情報について確認を行いました。

資料3ページを御覧ください。4、今後の進め方についてです。年内をめどに、中間報告と第2回の会議の開催を予定しております。

続きまして、資料3ページから4ページを御覧ください。5、会議終了後の記者会見の要旨についてです。会議終了後に記者会見を開催し、座長及び事務局で対応いたしました。座長から、まず、事務局からの基礎資料と説明について感じたこと、それから、今後の調査計画は公表できないが、けがをされた方へのヒアリングを引き続き行い、医療、運動、遊具などの専門

家に意見を聞きながら、検討会議として調査結果や意見をまとめること。それから、今後の会議の公開、非公開に関することや、中間報告を公開会議で出すこと。それから、どのような状態であれば多くの方が安全に楽しく使えるか検討すること。それから、夜間の利用についても検討しなければならない大事なテーマであること。全国にある一般的な大型の滑り台と違う要因があるので、どのような使い方をするか配慮が必要と考えていることなどの発言がありました。また、事務局からは、全面的なオープンについては予断を持たず、専門家の意見を聞きながら中間報告や最終報告をしていくこと。今後、けがをされた方へのヒアリングを引き続き行い、メーカー、スポーツの専門家、医療関係の方々に構成員のほうからインタビューを行うことなどの発言がありました。

なお、ホームページに掲載しております基礎資料、公開部分の議事要旨、会議終了後の記者会見要旨をサイドボックス及び紙で先ほど配付させていただきましたので、後ほど御覧ください。

以上で第1回皿倉山滑り台あり方検討会議の結果報告についての説明を終わります。

○委員長（森結実子君） ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。井上委員。

○委員（井上純子君） まずは、あり方検討会お疲れさまでした。一部公開にしながら、個人情報もありますので、後半は非公開でありながらも、基本的にはマスコミ対応も行ったりと公開にされていたことはよかったと、評価している部分です。また、構成員からの意見として、実際に現場の地面がえぐれている状態に対する指摘が上がり、それを受け止めている内容となっていますし、また、けがが発覚してから利用年齢を狭めて、当初の推奨とは違って、狭めた形で限定して今運用していますけれども、ここが観光地ということで、幅広い、実態としては大人も滑っていることも想定した、実態を踏まえた議論になっているということはよかったのかなと思っています。私としても、有人で管理して運用する遊具、それも無償の遊具としては持続的ではないと思っていますので、市としては注意喚起を行いながらも、ある程度は自己責任で利用してもらう環境を目指していくと考えれば、大人が滑ってしまうことも想定した議論になっていくということは実態を踏まえていい方向ではないかなと思っています。

今後の進め方としまして、まだ1回目だからざっくりとした方向性、今の状況の把握にとどめているところだと思うんですけども、年内をめどに中間報告、第2回の会議を開催ということなんですけれども、中間報告をどの程度まで結論を持っていこうと思っているのか、最終的な報告はいつまでと考えているのか、この具体的なスケジュール感を教えてください。

○委員長（森結実子君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 今後の計画は、これから構成員の方とも調整していかなければならないので、明言はできないんですけども、座長も会議終了後の記者会見の場で、今後の調査計画とい

うのは公表できないんですけども、けがをされた方々に対するヒアリング、既に行っておりま
すけども、今後も続けると。そこから得た情報を手がかりに、それぞれの専門の方の意見を聞
きながら検討会議として調査結果、意見をまとめていくということはおっしゃっていますけど
も、具体的なスケジュールというのは今の段階ではお示ししにくいという状況でございます。
以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） 答弁ありがとうございます。今、説明にありました、状況の把握の進捗
も影響するのかなという答弁であったと思います。それを踏まえまして、実際多数の方がけが
をしたことを申告された今の状況を踏まえまして、どのくらいヒアリングの状況が進んでいる
のか、何人中何人まで、例えばけがの詳細、状況まで把握しているのか、このあたりはいかが
でしょうか。

○委員長（森結実子君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 詳細な進捗については今の段階では申し上げられないんですけども、10月
中旬ぐらいから、特にけがをされた方のうち、何人とまだ申し上げられないんですけども、御
協力いただける方といただけない方がいらっしゃいますので、御協力いただける方から順次進
めているというふうな状況でございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） 個人情報があることは分かっておりますので、どこの誰がどういったけ
がをしたのかとは聞いていないんですけども、10数名けがする中で、何名中何人は今当たっ
ていて進めているか、ここぐらいは答えていただきたいなという部分なんですけど、いかがで
しょうか。

○委員長（森結実子君） みどり公園課長。

○みどり公園課長 私もヒアリングには行かせていただいているんですけども、中には自分が
けがをしたことを知られたくなかったのにとかという方もいらっしゃって、委員の御質問は十
分理解できるんですけども、今の段階であまり詳細なところまでは言及して御説明しづらいと
いうところがございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。個人情報として知られたくない、それもこれだ
けマスコミが取り上げれば、その当事者であったことも、私ももしその立場だったら知られた
くないなと思いますので、個人情報の取扱いは十分想像するところではあるんですけど、第
1回目が開かれて、10月中旬から何人か、人数は言えないけれども当たり始めて状況を確認し
始めたということで、それでいうと、まだ1か月ぐらいしかたっていない中で、恐らく状況が
あまり取られていない中で第1回目の会議になったんだろうなと思います。取りあえず年内に、
今のところざっくりとですね。もちろん、この状況を精査しながら最終的に意見をまとめてい

きたいというところで、状況を整理するための情報がなければ、検討会をしても実りあるもの
ができないのではないかなというところだけは危惧しておりますので、年内をめどに中間報告
ということなのですが、ここは逆に、あまり中間報告に焦り過ぎて、ヒアリングが大して進ん
でいない、本当にけがしたかどうかも定かではない状況で議論するのではなく、ヒアリングを
まずは急いでいただいて、けがの実態が取れないなら、取れない中でどう議論を進めるのか。
まずは第三者の意見を求める前に市として情報の整理ができていなければ、第三者の方の意見
の言いようも、より正確な意見、議論も進まないと思いますので、ここは、中間報告を年内に
急ごうという気持ちも分かりますけれども、間に合えばというところで、まずは正しい情報を
整理する、ここに注力していただきたいということを要望して、終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 折尾地区の件なんですけれども、工期と事業費が大きく増えてしまうとい
うことで、いろいろ理由があるんで仕方ないことなのかなと思うんですけれども、その中で、
マンションの高層化とか、そういったことが今後進んで折尾地区へ流入する人口が増えていく
でしょうと。それによって将来的な税収に還元されてくるというようなお話だったと思うん
ですけども、それは非常にいいことなんだろうと思うんですが、そうすると、当初想定していた
よりもこの地域に人がたくさん増えてくるということなので、それに対する今現在のインフラ、
例えば道路とか公園とか、あるいは上下水の容量であったりとか、教育機関とか都市交通の受
入れのキャパだったりとか、そういったものを増強していかないと、要するに人が増えていく
ことによっていろいろ影響が出るんじゃないかなと思うんですけれども、将来の人口の増に対
するインフラ等のこれからの考え方というのはありますでしょうか。

○委員長（森結実子君） 事業調整課長。

○事業調整課長 人口が増えることによる将来のインフラというところなんですけれども、も
ともとの区画整理の考え方ですと、どうしても土地をお返しするだけというところになっ
てしまっていますが、我々も積極的に高度利用ということを考えるということで、まず今年4月にオ
リオX c i t eという形で、駅前に大きな土地を持っておられるJ R九州様、東宝住宅様と高
松産業様と併せて連携協定を結んで、その中で高度利用という話を出しております。そこでそ
ういったものをお互いに情報交換しつつ、その中でどれくらいのインフラが必要なのか、それ
に対して我々はいつそれを供給できるような体制を取るのか、そういったことを今いろいろ調
整しながら進んでいます。また、ほかの地権者様に対しても我々密にそれぞれの生活設計とい
うところのお話を伺って、どういった形でそれを進めていくのかというところで、この事業と
いうのはまず地元にもともと住んでいた方の土地をお借りして進めているというところなん
で、そういったところをしっかりと情報を我々もつかみながら進めていきたいと。インフラの
中、電力、ガスに対しても同じように、こういった情報が入ったらそちらの事業者さんに伝え
て、これぐらいの容量が必要ですよと。そういったことをしっかりと我々も準備できるように

していくというところでございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） すみません、今、開会から2時間たっているんですね。トイレ休憩を入れるか、続行するかというところなんですが、いかがですか。続行でいいですか。じゃ、皆様、任意で抜けてください。

それでは継続いたします。佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 分かりました。いい影響が出てくるんだろうと思いますので、そこも見据えながら、場当たりの対応にならずにきちんと、周辺のインフラの在り方も今からしっかり考えて進めてください。終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。井上委員。

○委員（井上純子君） すいません、折尾地区の件で質問させていただきたいと思います。

今回、土地区画整理事業に係る調整がいろいろ必要だと思いますので、時間がかかること、致し方ないものがあるなど。ただ、進めなければいけないので、費用の増額も致し方ないと理解しております。そこで、何点かお聞きしたいんですが、今回いろいろと交渉の遅れが発生している土地区画整理事業に係る地権者の人数と区画はどの程度あるのかというのが、まず一点。

次に、当事者だけではなく、折尾総合整備事業で多くの人に関心がある問題としましては、折尾駅の南側が今工事で封鎖されていますので、北側が渋滞となってしまっていることです。ここは、南側のロータリーの整備が終わるまで我慢しているような声をよく聞いておりますので、このスケジュールがどうなってしまうのかと、もう一つ、交通渋滞としまして、今、学研都市へ抜ける学園大通りのところが、道路拡幅が予定されてはいるんですけれども時間がかかっている中で、こういった工事の進捗についても今回の事業が延長していくことによってスケジュールにどういう影響が出てくるのか具体的に教えてください。

○委員長（森結実子君） 整備課長。

○整備課長 質問の1つ目、地権者の方がどのぐらいいるのかということですが、土地所有者につきましては250名いらっしゃいます。建物移転対象につきましては、現在254でございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 事業調整課長。

○事業調整課長 まず、北側の渋滞対策というところで、確かに今、北側部分しかできていないので、タクシーなどの車がそちらに集中しているところでございます。我々としても、南側の駅前広場は、早急に整備を行いたいんですけど、もともと今年度末というところで目指してきましたんですけれども、いろんな工事の状況が変わったということもございまして、今の計画ですと、南側の駅前広場は令和8年11月に全面供用開始を目指しております。ただ、そこまで時間的にもありますので、今ある北側の駅前広場につきましてもどういった形で手を加えたら渋滞が少しでも解消できるのかということも踏まえて、今、検討をしているところでございます。いずれにしても、駅を利用される方が安全に通行できるようなことを目指して我々

も整備を進めてまいります。

それと、学園大通り、折尾青葉台線の分なんですけれども、こちらは、街路事業につきましては今回、令和10年までの期間を延ばしておりません。その中で、既に土地を地権者から購入したところもございます。我々としても、そういった整備を進めて4車線化を進めていくということで、着実に整備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） 御丁寧ありがとうございます。折尾周辺の総合整備事業の区画整理が、土地所有者、建物移転もどちらも250件近くあるということで、一度買い取っていない、預かっている地権者そのままの事業ですから、やはり地権者ありきの事業と考えれば、調整は丁寧に進めていただく必要があると思いますので、スピードも求めたいところですけども、合意のところは丁寧に進めていただきたいなと思います。ありがとうございます。

北側の渋滞対策ですね。駅前の北側についても、南側を封鎖していることで、折尾地区というのは車ユーザーが多いエリアで、学生の送り迎えはまずみんな折尾にお母さんたちが送りに来るという光景が多数あって、車の乗り入れがとにかく多い場所ですから、もちろん市営バスも本数を増やそうと頑張っていますけれど、なかなかやはり実際は車で送る保護者が多いのも聞いておりますので、南側のロータリーですね。ちょっと遅れるということですけども、事業全体が3年遅れるということで心配しましたが、令和8年11月には供用開始ということで、頑張っていたきたいなと思います。

また、街路事業の用地買収も着実に進んでいるということですので、とにかくこの辺り、渋滞緩和のために始めた事業だと思うんですけども、どんどん人口が増えて、いろんなルートが渋滞して、朝ラッシュでどれだけ大変なのかという声をよく聞いております。地権者だけではなく、折尾を通過する方が今多数いると考えれば、多くの方がストレスや不安のないまちづくりが重要だと思いますので、今の工事計画というところはホームページや市政だよりとか丁寧に、いつになったら渋滞が緩和されるのかなとか、そういったことが見えるような周知、広報というところは努めていただきたいということを要望して、終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） すいません、1点、滑り台についてなんですけれども、この滑り台の今後の在り方を検討する会議ですよね。そのためには、なぜこの事故が続いたのかというところの明らかな検証、これが必要だと思います。他の同じ遊具での事故件数からすると格段に高いわけで、しかも短期間のうちに発生をしていると。この原因についてしっかり検証する必要があると思います。今後の在り方については今答えられないというような記者への答弁がありましたけれども、ここは、何が原因でこんな事故が起きたのか、しかも皆すねを骨折するというような重傷ですから、ここの検証がぜひされるように願っております。要望して、終わります。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。

ここで副委員長と交代します。

(委員長と副委員長が交代)

○副委員長(中島隆治君) 森委員。

○委員(森結実子君) 滑り台の件で、記者会見資料を今拝見しておりまして、1点、物すごく私が気になったところがあるんですが、座長が、何人が使ったかは推計するしかなく、今日の段階では何とも言えないが、相当の数の人が使っていたと思われる。けがの件数はまだ確定できていないが、仮に1桁の件数とすると、けがの発生率としてはそれほど高いものではないと考えているという一文があるのですが、民間企業だったら考えられないような気の緩みだと、私は大変憤慨をしています、この一文に関しては。民間企業だったら、自分たちが提供するもので利用者に骨折という重傷が起きたら、まず止めて、代表が謝ってってしなきゃいけないようなことを、公務員はこんな考えなんですかっていうようなことをこの座長さんはおっしゃっているんですよね。1か月、結局止めなかったわけで、職員の方がけがをしても、それは特殊な滑り方であったという認識の上で原因究明もせずにそのまま運用していたという、その危機管理の甘さ、私はあつてはいけないと思っています。これがたまたまけがで済んだかもしれないんですよ。もしかしたら亡くなる事案になってしまっていたかもしれないようなことを、1か月もほっておいて、そして発生率は大したことないっていうのは、私はあり得ないと思っています。この座長の方、私は存じ上げませんが、危機管理の意識を持ってこの検討会に当たっていただきたいと、要望といたします。以上です。

○副委員長(中島隆治君) 委員長と交代します。

(副委員長と委員長が交代)

○委員長(森結実子君) ほかにありませんか。

ほかになければ、以上で報告を終わります。

本日は以上で閉会します。

都市戦略整備委員会 委員長 森 結実子 ㊟
副委員長 中 島 隆 治 ㊟